

利用上の注意

1. はじめに

この確報は、製造業について「工業統計調査」と時系列比較を行うために、平成24年経済センサス活動調査の調査結果（製造業に関する確報）のうち、以下のすべてに該当する製造事業所について、主要項目を本県が独自に集計したものです。

- ・ 従業者4人以上の事業所であること
- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所でないこと
- ・ 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

なお、この結果は経済産業省から発表される数値と相違する場合があります。

2. 活動調査について

・調査の目的

活動調査は、わが国の全産業における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的として実施された統計調査です。

・調査の期日

平成24年2月1日

・調査の対象

活動調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業について行った。

- ① 大分類A―農業・林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B―漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N―生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792―家事サービス業に属する事業所
- ④ 大分類R―サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96―外国公務に属する事業所

・調査の方法

活動調査は、以下の2つの方法で実施されました。

(1) 調査員調査

単独事業所及び新設事業所

(2) 郵送調査及びオンライン調査

複数事業所を有する企業の事業所の事業所及び特定の単独事業所等

この確報において、「平成23年」の数値は活動調査、「平成22年」以前の数値は工業統計のものです。

3. 各集計項目は、以下の通り

- (1) 製造品出荷額等 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + 製造工程から出たくず及び廃物の出荷額 + その他の収入額 (修理料収入等)
- (2) 設備投資額 = 有形固定資産の取得額 + (建設仮勘定の増 - 建設仮勘定の減)
- (3) 付加価値額 = { 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末額 - 半製品及び仕掛品年初額) } - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等 - 減価償却額

4. 事業所の産業分類の格付け

(1) 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号 (中分類) を同じくする品目の製造品出荷額をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁番号のうち、前期と同様な方法で3桁番号 (小分類) 、さらに4桁番号 (細分類) を決定し、最終的な産業格付けとする。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。

具体的には、「中分類22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業 (転炉・電気炉を含む)」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業である。

5. 平成14年調査の改正

平成14年の前年比は、日本標準産業分類の改訂が行われたため、13年の数値を14年の分類に組み替えたもので計算している。

6. 平成19年調査内容の変更

平成19年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他の収入額 (転売収入・その他収入)」を調査項目として追加したことにより、「製造品出荷額等」、「付加価値額」については平成18年以前の数値とは接続しない。

7. 平成20年調査の改正

平成20年産業分類について、日本標準産業分類の改訂に伴い下記のとおり変更された。

注) ———▶ 中分類番号の移動 - - - - -▶ 一部移設

8. 平成20年の前年数値について

旧分類 平成19年以前			新分類 平成20年以降		
中分類番号	産業中分類		中分類番号	産業中分類	
09	食料品製造業		09	食料品製造業	
10	飲料・たばこ・飼料製造業		10	飲料・たばこ・飼料製造業	
11	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	統合	11	繊維工業	
12	衣服・その他の繊維製品製造業		12	木材・木製品製造業（家具を除く）	
13	木材・木製品製造業（家具を除く）		13	家具・装備品製造業	
14	家具・装備品製造業		14	パルプ・紙・紙加工品製造業	
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	一部移設	15	印刷・同関連業	
16	印刷・同関連業		16	化学工業	
17	化学工業	一部移設	17	石油製品・石炭製品製造業	
18	石油製品・石炭製品製造業		18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	
19	プラスチック製品製造業（別掲を除く）		19	ゴム製品製造業	
20	ゴム製品製造業		20	なめし革・同製品・毛皮製造業	
21	なめし革・同製品・毛皮製造業		21	窯業・土石製品製造業	
22	窯業・土石製品製造業	一部移設	22	鉄鋼業	
23	鉄鋼業		23	非鉄金属製造業	
24	非鉄金属製造業		24	金属製品製造業	
25	金属製品製造業		25	はん用機械器具製造業	
26	一般機械器具製造業	分割	26	生産用機械器具製造業	
27	電気機械器具製造業	一部移設	27	業務用機械器具製造業	
28	情報通信機械器具製造業		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
29	電子部品・デバイス製造業		29	電気機械器具製造業	
30	輸送用機械器具製造業		30	情報通信機械器具製造業	
31	精密機械器具製造業	一部移設	31	輸送用機械器具製造業	
32	その他の製造業	一部移設	32	その他の製造業	

平成20年の前年数値は、日本標準産業分類の改訂が行われたため、19年の数値を20年の新分類で再集計し計算した数値を使用している。したがって、19年公表の産業中分類による数値と相違する。

9. その他

(1) 各表中の前年比、構成比については、小数点以下第2位を四捨五入しています。従って合計と内訳の計が一致しない場合があります。

(2) 表中の実数には、操業準備中、操業開始後未出荷、休業中の事業所は含まれていません。

(3) 表中の記号は、次のとおりです。

「—」……実績数値のないもの。

「0.0」… は比率0.1に満たないもの。

「△」……はマイナスの数値を表している。

「X」……事業所が1または2の場合に秘密保護のため秘匿したもの（合計等から判明する場合は、3以上の事業所に関する数値でも秘匿している箇所があります。）

ただし、従業者数の取り扱いについては秘匿を解除することができることとなったため、平成16年調査の公表より従業者数の秘匿を行っていません。

(4) 文中及び表中の市町名、郡名及び集計数値については、調査期日である平成24年2月1日現在の市町別、郡別によるものです。

10. 22年及び23年における数値について

平成22年における数値は、「工業統計調査」の数値です。平成23年における数値は、前述のように「経済センサス活動調査」の数値であり、「工業統計調査」との比較をするために、「工業統計調査」の範囲に合わせて集計したものです。

なお、「平成24年経済センサス活動調査」の調査時点が2月1日現在であり、「工業統計調査」の調査時点が12月31日であることなど、厳密には「工業統計調査」の数値と連結しない部分があるので、数値の解釈に当たってはご留意下さい。

この確報に関する問い合わせは、下記までお願いします。

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

長崎県県民生活部統計課 商工勤労統計班

代表電話 (095) 824-1111 内線2226

直通電話 (095) 895-2226 (ダイヤルイン)

F A X (095) 895-2565